

届出が必要な加算、減算、変更事由（4月1日適用分）

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
共通	地域区分	届出不要			
訪問介護	日中の身体介護 20 分未満体制	加算届	該当事業所	①利用対象者要件、②体制要件	3月23日（金）
		変更届（運営規定「営業日及び営業時間」）	該当事業所	運営規定で深夜（午後10時から午前6時まで）を除く時間帯を営業日及び営業時間として定める必要がある。	加算届と同時
	サービス提供責任者体制	減算届	該当事業所	2級ヘルパーの減算	3月23日（金）
		2級ヘルパーの経過措置適用の届出	該当事業所	25年3月末までに介護福祉士、実務者研修、基礎研修、1級取得（修了）が確実に見込まれる場合⇒減算なし	3月23日（金）
	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	前年度の月平均で30人以上の利用者	3月23日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
訪問入浴	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	前年度の月平均で30人以上の利用者	3月23日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
訪問看護	(施設等の区分) 定期巡回・随時対応型サービス連携	加算届	該当事業所	定期巡回・随時対応型サービス事業所との連携	3月23日（金）
		変更届（運営規定「運営の方針」）	該当事業所	運営規程に定期巡回・随時対応型サービス事業所と連携する旨を記載する。 ※ホームページ掲載の「 運営規定の例 」を参考にしてください。	加算届と同時
	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	前年度の月平均で30人以上の利用者	3月23日（金）
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	従来の「なし・あり」から「なし・イ及びロの場合・ハの場合」に変更。 「イ及びロの場合」は従来の加算。「ハの場合」は定期巡回・随時対応型サービス連携を図る事業所の加算。「ハの場合」をとる事業所は届出が必要。	3月23日（金）
訪問リハ	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	前年度の月平均で30人以上の利用者	3月23日（金）
通所介護	サービス提供時間の変更	変更届（運営規定「サービス提供時間」）	該当事業所	サービス提供時間区分の見直しに伴い、運営規定に定めるサービス提供時間を変更する場合は届出が必要。	4月20日（金） （原則、変更後 10日以内）
	個別機能訓練加算	加算届	該当事業所	従来の「加算Ⅰ」は基本報酬に包括化。従来の「加算Ⅱ」は「加算Ⅰ」に変更。「加算Ⅱ」が創設。「加算Ⅱ」をとる事業所は届出が必要。	3月23日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
介護予防 通所介護	生活機能向上グループ活動加算	加算届	該当事業所	アクティビティ実施加算の廃止に伴うもの ①生活機能の改善等の目的を設定した介護予防通所介護計画を作成 ②複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスを準備し、少人数のグループを構成して実施 ③1週間に1回以上実施	3月23日（金）
通所リハ	規模区分 (病院・診療所と老健を区別)	届出不要			
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
福祉用具貸与	貸与対象に「自動排泄処理装置」を追加	変更届（運営規定「取扱う種目」）	該当事業所	「自動排泄処理装置」を取扱う場合は、運営規定の取扱う種目に追加する必要がある。 「厚生労働大臣が定める全種目」として記載してある場合は、変更不要。	4月20日（金） （原則、変更後 10日以内）

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
福祉用具貸与 特定福祉 用具販売	福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画作成の義務付け	変更届（運営規定「職務の内容」）	全事業所	福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成が義務付けられたことにより、運営規定に所要の内容を記載する必要がある。 ただし、公布日現在、在る事業所は平成25年3月31日までに全利用者の計画を作成すべし。 ※ホームページ掲載の「 運営規定の例 」を参考にしてください。	4月20日（金） （原則、変更後 10日以内）
短期入所 生活介護	緊急短期入所体制確保加算	加算届	該当事業所	①利用定員の100分の5に相当する空床確保 ②前3月の利用率100分の90以上 ※連続する3月間において、緊急短期入所の実績がない場合（緊急短期入所受入加算を算定しない場合）、続く3月間は緊急短期入所体制確保加算は算定できなくなるため、その場合は、加算辞退の届出が必要。辞退後再度加算をとるなら届出が必要。	3月30日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
短期入所 療養介護	(人員配置区分) 従来型と在宅強化型の別	加算届	介護療養型以外の全ての老健	老健と同時届出 ①体制要件、②在宅復帰要件、③ベッド回転率要件、④重度者要件	3月30日（金）
	(人員配置区分) 療養型と療養強化型の別	加算届	全ての介護療養型老健	老健と同時届出 ①医療機関から退院し入所した者の割合が一定割合以上 ②前3月の喀痰吸引、経管栄養の者の割合が0.2以上 ③専門治療の要する認知症高齢者の割合が0.5以上	3月30日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
特定施設	看取り介護加算	加算届	該当事業所	夜間看護体制加算の算定が必須	3月30日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
	(提供サービス) 短期利用	加算届	該当事業所	①職員の欠員による減算（看護職員、介護職員） ②夜間看護体制加算、③介護職員処遇改善加算 について届出要	3月30日（金）
居宅介護支援					
介護老人 福祉施設	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
介護老人 保健施設	(人員配置区分) 従来型と在宅強化型の別	加算届	介護療養型以外の全ての老健	短期入所療養介護と同時届出 ①体制要件、②在宅復帰要件、③ベッド回転率要件、④重度者要件	3月30日（金）
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	加算届	従来型老健のうち該当事業所	①在宅復帰要件、②ベッド回転率要件	3月30日（金）
	(人員配置区分) 療養型と療養強化型の別	加算届	全ての介護療養型老健	短期入所療養介護と同時届出 ①医療機関から退院し入所した者の割合が一定割合以上 ②前3月の喀痰吸引、経管栄養の者の割合が0.2以上 ③専門治療の要する認知症高齢者の割合が0.5以上	3月30日（金）
	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)
介護療養型 医療施設	介護職員処遇改善加算(注1)	加算届	該当事業所	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬で評価	別記(注1)

(注1) [介護職員処遇改善加算（4月1日適用分）の届出手続きについてのページ](#)をご覧ください。

(注2) 介護予防サービスについても、介護職員処遇改善加算など居宅サービスと同様な加算が創設されており、届出が必要です。

(注3) 届出書類は、[「変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧」](#)を参考にしてください。

(注4) [届出様式](#)は、こちらです。